

AI・IoT 等先端技術活用 DX 推進事業
(中小企業先進的取組等支援補助金)

Q & A

令和3年6月21日時点版

【目次】

1 制度の趣旨

- 問1-1 どのような制度でしょうか。
- 問1-2 どのような支援を受けられますか。

2 補助対象者

- 問2-1 補助金の交付対象はどのような事業者ですか。
- 問2-2 常時使用する従業員の数にパートやアルバイトは含むのでしょうか。
- 問2-3 長野県内で主に事業を行っていますが、本社が県外の場合は補助対象になりますか。
- 問2-4 他に排除要件はありますか。

3 補助対象事業

- 問3-1 どのような取組みが補助金の交付対象となりますか。
- 問3-2 IoTとは具体的にどのような技術を指していますか。
- 問3-3 AIとは具体的にどのような技術を指していますか。
- 問3-4 IoTとAIを同時に導入する場合は、補助上限額はどうなりますか。
- 問3-5 RPAやクラウドサービスの導入でも対象となりますか。
- 問3-6 ドローンの活用や、ロボットの導入でも対象となりますか。
- 問3-7 どのような経費が補助の対象ですか。
- 問3-8 サーバレンタル費等のランニングコストは補助の対象ですか。
- 問3-9 AIやIoT導入に伴う、システム運用のための従業員教育費は補助の対象になりますか。
- 問3-10 外注先のベンダーは長野県内に本社がないと対象外ですか。

4 申請方法等

- 問4-1 申請方法を教えてください。
- 問4-2 採択の内示を受けたら事業を開始してよいでしょうか。
- 問4-3 申請前にベンダーへの発注を行ってよいでしょうか。
- 問4-4 導入ツールや外注先ベンダーが決まっている場合は、AI・IoT等先端技術利活用支援拠点への相談を行わなくてもよいでしょうか。
- 問4-5 補助事業はいつまでに終了させる必要がありますか。
- 問4-6 事業終了後の手続きを教えてください。

1 制度の趣旨

(問 1 - 1) どのような制度でしょうか。

(答) 事業活動において課題を抱える企業等が、AI や IoT などの先端技術を活用した課題解決を図る際に支援を行う補助事業です。

AI や IoT を活用した省力化・生産性向上の成功事例を県内で創出するとともに、県内ベンダーの提案力向上・競争力強化にも繋げ、県内産業のデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進に寄与することを目的としています。

(問 1 - 2) どのような支援を受けられますか。

(答) 事業活動に AI や IoT を導入する際の、県内ベンダーへの外注経費について、以下の補助率・補助金額により補助金を交付します。

(補助率) 2 分の 1 以下 ※消費税及び地方消費税を除く

(補助上限額) IoT の活用 : 100 万円以内 AI の活用 : 200 万円以内

2 補助対象者

(問 2 - 1) 補助金の交付対象はどのような事業者ですか。

(答) 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業・小規模事業者等です。

業種分類ごとに、「資本金又は出資の総額」が一定金額以下、又は「常時使用する従業員」が一定人数の場合に、補助対象となります。

詳細については、実施要領又は公募要領の「補助対象者」を参照してください。

(問 2 - 2) 常時使用する従業員の数にパートやアルバイトは含むのでしょうか。

(答) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。具体的には次の【参考】をご参照ください。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。

【参考】労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)

(解雇の予告)

第 20 条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

第 21 条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第 2 号若しくは第 3

号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

(問 2 - 3) 長野県内で主に事業を行っていますが、本社が県外の場合は補助対象になりますか。

(答) 本社が県外にある場合は、補助対象外となります。

なお、社団法人など「本社」の概念がない法人格の事業者は「主たる事務所」、個人事業主の場合は申請者の住所が長野県内にある場合に補助対象となります。

(問 2 - 4) 他に排除要件はありますか。

(答) 以下の事業者要件があります。

- ・暴力団との関係性がないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく営業を行っていないこと。
- ・長野県税に滞納がないこと。

また、応募書類のひとつである直近の決算書（個人事業主の場合は確定申告書）が用意できない場合も応募いただけません。

3 補助対象事業

(問 3 - 1) どのような取組みが補助金の交付対象となりますか。

(答) AI 又は IoT の技術を活用したシステム等を、生産工程や管理業務、営業活用等の事業活動に導入する取組みが対象となります。

(問 3 - 2) IoT とは具体的にどのような技術を指していますか。

(答) 広義にはモノをインターネットにつなぐ技術を指しており、本事業においては、センサーの活用によるデータ収集の自動化や遠隔管理の実現を想定しています。

(問 3 - 3) AI とは具体的にどのような技術を指していますか。

(答) 広義には人工知能を指しており、本事業においては、データ分析や、データを基にした予測の自動化による業務効率化等を想定しています。

(問 3 - 4) AI と IoT を同時に導入する場合は、補助上限額はどうなりますか。

(答) AI と IoT を同時に導入する場合の補助上限額は、AI の導入に準じます。（200 万円）

(問 3 - 5) RPA やクラウドサービスの導入でも対象となりますか。

(答) RPA やクラウドサービスの導入は、本事業の支援対象外です。

ただし、RPA やクラウドに AI や IoT を組み合わせたシステム等を導入する場合は、対象となり得ます。

(問 3 - 6) ドローンの活用や、ロボットの導入でも対象となりますか。

(答) ドローンやロボットの導入は、本事業の支援対象外です。

ただし、AI や IoT の仕組みを導入したドローンやロボットを活用する場合は、対象となり得ます。

(問 3 - 7) どのような経費が補助の対象ですか。

(答) AI や IoT を活用したツールやシステムの導入に係る役務を、長野県内の IT ベンダーに外注する費用が補助の対象です。

(問 3 - 8) サーバレンタル費等のランニングコストは補助の対象ですか。

(答) ツール導入後のレンタル費用や通信費用等のランニングコストは、補助の対象外です。

(問 3 - 9) AI や IoT 導入に伴う、システム運用のための従業員教育費は補助の対象になりますか。

(答) 導入したツールやシステムを活用するために必要な経費であれば、外注先ベンダーへの発注の一部として対象となります。

(問 3 - 10) 外注先のベンダーは長野県内に本社がないと対象外ですか。

(答) 当該ツールの導入業務を担当する部門（支社等）が県内に所在していれば、発注先ベンダーの本社は県外であっても構いません。

4 申請手続き等

(問 4 - 1) 申請方法を教えてください。

(答) 初めに、「AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点」に相談を行い、申請者が事業活動において抱える課題の整理、当該課題に解決に向けた先端技術の利活用手法の提案等を受けてください。

同拠点において事業計画を確認した後、応募書類の一部である「AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点の所見等」が交付されますので、その後、実施要領で定める応募書類全てを「ながの電子申請サービス」によりご提出ください。

【AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点】

(公益財団法人長野県テクノ財団内)

〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号

電話：026-226-8101 E-mail：ai-iot@tech.or.jp

{URL}<https://ai-iot-platform.icon-nagano.or.jp/form>

{相談・問合せフォーム}<https://ai-iot-platform.icon-nagano.or.jp/form>



【ながの電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_initDisplay.action

ご提出いただいた応募書類をもとに県において選考を行い、採択可否の通知を行います。

※応募から事業完了報告までの流れについては、公募要領の「5 事業スキーム」を参照してください。

(問4-2) 採択の通知を受けたら事業を開始してよいでしょうか。

(答) 採択の通知を受けたら、交付申請書をご提出いただけます。

その後、県において補助金額を決定（交付決定）しますので、交付決定の通知を受けたら事業を開始いただけます。

(問4-3) 申請前にベンダーへの発注を行ってよいでしょうか。

(答) 交付決定前に発注した経費は補助対象外となります。（見積は事前に依頼して構いません。）

(問4-4) 導入するシステムや外注先ベンダーが決まっている場合は、AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点への相談を行わなくてもよいでしょうか。

(答) 本補助金に応募を行う場合は、必ず事前に AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点へご相談ください。（応募書類の中で、AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点が記載する応募事業への「所見等」の書類が必要になります。）

同拠点では、AI や IoT の専門家であるコーディネーターが無料で支援を行いますので、本補助金に関わらず是非ご活用ください。

(問4-5) 補助事業はいつまでに終了させる必要がありますか。

(答) 交付決定時期に関わらず、令和4年1月末までに支払いまで終了していただく必要があります。

(問4-6) 事業終了後の手続きを教えてください。

(答) 事業が完了したら、完了日から起算して10日以内に県に報告書等を提出してください。県において内容を確認し、必要に応じて現地調査を行った上で、補助金額を確定し、支払いを行います。